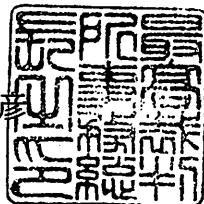


平成31年3月27日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

3月27日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所が不開示とした判断に対し、本件対象文書が存在する旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

司法修習生が司法研修所構内の写真を撮影した場合、どのような弊害が発生すると司法研修所が考えているかが分かる文書（最新版）

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、2月22日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

苦情申出人は、司法研修所構内の写真撮影をすることが禁止されていることからすれば、本件開示対象文書は存在すると主張するが、司法研修所においては、裁判所の庁舎等の管理に関する規程を直接の根拠にして写真撮影を禁止し

ているものの、撮影行為の弊害について文書を作成した上での検討はしていない。

したがって、本件開示申出に係る文書は作成しておらず、取得もしていないことから、原判断は相当である。